

## <賠償事故給付金の請求事例>

賠償事故給付金は、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担した場合にお支払いします。

以下は、代表的な請求事例を示したものであり、実際の請求内容によりお支払いの可否が異なる場合があります。

### お支払いの対象となる事例

事例	補足案内
自転車にのって走行していたところ、駐車中の車にぶつかってキズをつけてしまった。	相手の車が走行中などの場合は、過失割合に応じてお支払いします。
1人で壁に向かってサッカーボールを蹴っていたところ、隣家に入ってしまい窓ガラスを割ってしまった。	複数でサッカーをしていた場合など、共同責任と見做される場合は、本人の責任分のみお支払いします。
買い物中に手にした商品を誤って落として壊してしまった。	
周囲の人に気づかず傘を振り回して遊んでいたところ、誤って通行人の顔にあたり怪我をさせてしまった。	

### お支払いの対象とならない事例

事例	補足案内
友達から借りてきたゲーム機を落して壊してしまった。	被共済者が借用した物を破損させた場合、その持ち主に対する損害賠償責任については保障の対象になりません。
祖母の眼鏡を誤って踏んで壊してしまった。	被共済者の親族に対する損害賠償責任については保障の対象になりません。
自宅の車から降りる際、開いたドアが隣に駐車していた車にぶつけてキズをつけてしまった。	被共済者または被共済者の親族が所有、使用または管理する車両に起因する損害賠償責任については保障の対象になりません。
飲食店でアルバイト中に、運んでいた料理をこぼして客の服を汚してしまった。	職務遂行（アルバイトを含みます）に起因する損害賠償責任については保障の対象になりません。